

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中東部に位置しています。

また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【3・5・22号伊草戸守線】

本路線は、川島町大字伊草字上宿並を起点とし、川島町大字戸守字荒神前に至る延長約4,830m、幅員15mの幹線街路です。

【3・5・24号吹塚南園部中山線】

本路線は、川島町大字吹塚字久保町を起点とし、川島町大字中山字内袋に至る延長約1,360m、幅員12mの幹線街路です。

II. 変更の理由

3・5・24号吹塚南園部中山線について、将来交通需要に基づいた検証を行った結果、安全で円滑な交通を確保することを目的に、道路幅員及び線形を変更し、併せて車線の数を2と定めるものです。

また、3・5・24号吹塚南園部中山線の変更に伴い、接続する3・5・22号伊草戸守線の一部区域を変更し、併せて車線の数を2と定めるものです。

III. 変更の内容

| 名称 | 延長 | 車線数 | 幅員 | 変更内容 |
|-----------------|----------------------|------------|--------------|---|
| 3・5・22号伊草戸守線 | 約4,830m | 2車線 (-) | 15m | ・一部区域の変更 ・車線数の決定 |
| 3・5・24号吹塚南園部中山線 | 約1,370m (約1,360m) | 2車線 (-) | 13m (12m) | ・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・幅員の変更 ・延長の変更 ・車線数の決定 |

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

なし